

第109回 定時株主総会 招集ご通知



日時 2020年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所 東京都品川区東五反田二丁目17番1号
オーバルコート大崎
マークウエスト15階
当社会議室

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

株主の皆様へ

新型コロナウイルスの感染拡大防止の対応について

・新型コロナウイルス感染拡大の事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくこといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。

・当日は会場において、感染拡大防止の措置を講じる場合がございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

・感染拡大防止のため、飲食物のご提供および株主総会後の株主懇談会は、本年度は中止とさせていただきますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

・株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（下記）において、お知らせいたします。

（当社ウェブサイト：<http://www.k-neturen.co.jp/>）

目次

第109回定時株主総会招集ご通知 … 1
インターネット等による議決権
行使のご案内

株主総会参考書類 …………… 6

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する業績連動現金報酬および株式報酬制度導入の件

（添付書類）

事業報告 ……………	27
連結計算書類 ……………	49
計算書類 ……………	53
監査報告書 ……………	57

高周波熱錬株式会社

証券コード 5976

証券コード5976
2020年6月5日

株 主 各 位

東京都品川区東五反田二丁目17番1号

高周波熱錬株式会社

代表取締役社長 溝 口 茂

第109回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第109回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大の事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月24日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都品川区東五反田二丁目17番1号
オーバルコート大崎マークウエスト15階 当社会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
 - 報告事項
 1. 第109期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第109期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役10名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役に対する業績連動現金報酬および株式報酬制度導入の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、別添（3頁）の【**インターネット等による議決権行使のご案内**】をご高覧の上、2020年6月24日（水曜日）午後5時45分までに行使してください。

(3) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

○本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.k-neturen.co.jp/>）において掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。

○株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.k-neturen.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

（ご案内）例年、株主総会終了後に開催しております株主懇談会につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止とさせていただきます。

また、飲食物のご提供についても中止とさせていただきます。

何卒、事情をご推察の上、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

パソコンおよび携帯電話をご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。
(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、2020年6月24日（水曜日）午後5時45分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンや携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座の株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

7. システムに係わる条件について

インターネット等により議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

パソコンをご利用の場合

- (1) 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。
- (2) ウェブブラウザおよびPDFビューアがインストールされていること。
(以下の組み合わせで動作確認をしています。)

OS	ウェブブラウザ	PDFビューア
Windows® Ver. 7	Internet Explorer® Ver. 11 (32bit版)	Adobe® Reader® XI
Windows® Ver. 8.1	Internet Explorer® Ver. 11 (32bit版)	Adobe® Reader® XI
Windows® Ver. 10	Internet Explorer® Ver. 11 (32bit版)	Adobe® Acrobat® Reader® DC

* WindowsおよびInternet Explorerは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

* Adobe、AcrobatおよびReaderは、Adobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社) の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

- (3) ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除 (または一時解除) するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- (4) 上記ウェブサイトへ接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社は、安定した配当を継続していくという方針に加え、業績に応じた利益配分を行うこととし、当社グループを取り巻く経営環境および財務の状況等を勘案のうえ、決定していくことを基本方針としております。

なお、原則として、「安定した配当」については、当面、年10円を下限とし、また、「業績に応じた利益配分」については、連結配当性向40%以上を目途としております。

上記方針を踏まえ、第109期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金9円

総額 367,260,084円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金22円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日

2. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

別途積立金 5,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

第2号議案 取締役10名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（10名）が任期満了になります。つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者寺浦康子および候補者花井嶺郎の両氏は、社外取締役の候補者であります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当
1	みぞ ぐち しげる 溝 口 茂 再任	代表取締役社長 安全衛生・環境担当、人財本部管掌
2	おお みや かつ み 大 宮 克 己 再任	常務取締役 設備・TQM推進担当、製品事業部長、事業開発本部長
3	い しき のぶ もと 一 色 信 元 再任	常務取締役 IH事業部長、製品技術本部長、 製品技術本部生産技術開発部長
4	やす かわ とも かつ 安 川 知 克 再任	取締役 管理本部長
5	すず き たかし 鈴 木 孝 再任	取締役 情報戦略担当、製品事業部副事業部長、調達本部長、 製品事業部業務部長
6	み さか よし たか 三 阪 佳 孝 再任	取締役 研究開発本部長、研究開発本部材料技術部長
7	むら い のぶ ひろ 村 井 暢 宏 再任	取締役 品質保証本部長
8	ひさ だ なお き 久 田 直 志 新任	理事 人財本部長、人財本部人事部長、管理本部副本部長
9	てら うら やす こ 寺 浦 康 子 再任	取締役 社外役員 独立役員
10	はな い みね お 花 井 嶺 郎 再任	取締役 社外役員 独立役員

取締役候補者

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
1	<p>再 任</p> <p>みぞ ぐち しげる 溝 口 茂 (1953年9月1日)</p> <p>取締役会出席率100% (13回/13回)</p>	<p>1977年4月 当社入社</p> <p>2007年6月 当社取締役</p> <p>2011年4月 当社常務取締役</p> <p>2013年4月 当社専務取締役</p> <p>2014年6月 当社代表取締役社長</p> <p>2019年6月 当社代表取締役社長、安全衛生・環境担当、人財本部管掌</p> <p>現在に至る</p>	44,146株	なし
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>2014年6月に代表取締役社長に就任後、当社グループの長期経営ビジョン実現のための経営戦略を立案し、経営全般の指揮、業務執行に対する監督の役割を積極的かつ適切に果たし、経営戦略達成の礎を拡充してまいりました。</p> <p>また、経営幹部と次世代人財との議論の場を設けて、次期長期経営ビジョンと実効性の高い経営戦略を策定すべく、当社グループを牽引しております。</p> <p>以上のことから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き、同氏の選任をお願いするものであります。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
2	<p style="text-align: center;">再 任</p> <p style="text-align: center;">おお みや かつ み 大 宮 克 己 (1960年3月24日)</p> <p>取締役会出席率100% (13回/13回)</p>	<p>1983年4月 当社入社 2012年6月 当社取締役 2016年6月 当社常務取締役 2020年4月 当社常務取締役、設備・ TQM推進担当、製品事業部 長、事業開発本部長 現在に至る</p> <p>[重要な兼職の状況] Netzlen アメリカ コー ポレーション代表取締役社 長、株式会社 Netzlen Tak ト代表取締役社長、高周波 熱錬(中国)軸承有限公司董 事長</p>	20,703株	なし
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>2012年6月に取締役就任後、製品事業部関連事業において、経営戦略に沿った事業運営を適切に推進しており、新商品投入、自動化による収益性改善等により経営課題の解決に貢献してまいりました。</p> <p>また、海外事業拠点の経営諸課題を国内と同様に認識し、外部機関とのタイアップによる市場開拓を行うなど、積極的かつ適切な事業運営を行ってまいりました。</p> <p>以上のことから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き、同氏の選任をお願いするものであります。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
3	<p style="text-align: center;">再 任</p> <p style="text-align: center;">い し き のぶ もと 一 色 信 元 (1959年10月9日)</p> <p>取締役会出席率100% (13回/13回)</p>	<p>1982年 4月 TRWオートモーティブジャ パン株式会社入社</p> <p>2001年 2月 日本コーリン株式会社 (現 フクダコーリン株式会社) 入社</p> <p>2001年 4月 当社入社</p> <p>2006年 2月 東洋ファスナー株式会社入 社</p> <p>2007年 4月 当社入社</p> <p>2017年 6月 当社取締役</p> <p>2020年 4月 当社常務取締役、IH事業部 長、製品技術本部長、製品 技術本部生産技術開発部長 現在に至る</p> <p style="text-align: center;">〔重要な兼職の状況〕</p> <p>株式会社 Netzlen・ヒート トリート代表取締役社長、 株式会社 Netzlenハイメッ ク代表取締役社長、広州豊 東熱煉有限公司 董事長、 PT. Netzlen・インドネシ ア代表取締役社長、 Netzle n・メキシコ, S. A. de C. V. 代表取締役社長</p>	4,281株	なし
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>2017年6月に取締役就任後、製品技術本部長およびIH事業部副事業部長として、豊富な専門知識と経験を活かして新技術および新規設備開発を行い、かつ事業部運営を適正に推進してきました。</p> <p>また、進化する開発力の創成に向けて、IoT、AIを視野に入れた革新的な生産性向上を推進するなど、当社の重要な事業戦略、機能戦略の適正な推進に貢献しております。</p> <p>以上のことから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き、同氏の選任をお願いするものであります。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
4	再 任 <small>やす かわ とも かつ</small> 安 川 知 克 (1963年1月6日) 取締役会出席率100% (13回/13回)	1986年4月 当社入社 2012年6月 当社取締役 2019年4月 当社取締役、管理本部長 現在に至る [重要な兼職の状況] 株式会社ネツレン・名南代 表取締役社長	23,415株	な し
	取締役候補者とした理由 2012年6月に取締役就任後、管理本部長として豊富な専門知識や経験を活かして、全社に係る総務・経理・財務・人事・法務および企画管理部門の機能を活用して当社グループの経営管理やガバナンスに関する枠組み作りを行ってまいりました。 また、企業価値を高める経営の考え方を整備し、実務への展開を図るなど、当社グループの持続的成長に貢献しております。 以上のことから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き、同氏の選任をお願いするものであります。			
5	再 任 <small>ナザ き たかし</small> 鈴 木 孝 (1962年6月29日) 取締役会出席率100% (13回/13回)	1985年4月 当社入社 2016年6月 当社取締役 2019年4月 当社取締役、情報戦略担 当、製品事業部副事業部 長、調達本部長、製品事業 部業務部長 現在に至る [重要な兼職の状況] ネットン・チェコ有限会社 代表取締役社長	10,094株	な し
	取締役候補者とした理由 2016年6月に取締役就任後、豊富な専門知識と経験を活かし、戦略的に国内外におけるサプライチェーンの拡大を図っており、進化する当社グループの基盤づくりを推進しております。 また、輸送およびエネルギー課題の多様性に適応して、当社グループの競争力の強化を行うなど、経営課題の解決に貢献してまいりました。 以上のことから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き、同氏の選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
6	<p>再任</p> <p>みさか よし たか 三 阪 佳 孝 (1958年9月27日)</p> <p>取締役会出席率100% (13回/13回)</p>	<p>1982年4月 当社入社</p> <p>2005年2月 慶應義塾大学工学博士号取得</p> <p>2017年6月 当社取締役</p> <p>2018年4月 当社取締役、研究開発本部長、研究開発本部材料技術部長 現在に至る</p>	4,377株	なし
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>2017年6月に取締役就任後、豊富な専門知識と経験を活かし、加熱・加工・IH熱処理技術の開発とシミュレーション技術による新たな熱処理技術開発に貢献しております。</p> <p>また、IH以外の表面改質技術との融合の研究の重要性を認識し、進化するための技術範囲の拡張を適切に企画推進するなど、当社グループの経営・研究開発課題の解決に貢献してまいりました。</p> <p>以上のことから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き、同氏の選任をお願いするものであります。</p>			
7	<p>再任</p> <p>むら い のぶ ひろ 村 井 暢 宏 (1961年4月24日)</p> <p>取締役会出席率100% (13回/13回)</p>	<p>1986年4月 住友金属工業株式会社（現日本製鉄株式会社）入社</p> <p>2000年2月 早稲田大学工学博士号取得</p> <p>2017年4月 当社入社</p> <p>2018年6月 当社取締役、品質保証本部長 現在に至る</p>	2,110株	なし
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>2018年6月に取締役就任後、各種材料のIH熱処理と材料特性との関連で原理原則に則り、品質管理体制の再構築を積極的かつ適正に推進しております。</p> <p>また、品質保証体制に係る全特性の管理方法を適切に設定する体制を築き、全事業所・グループ会社への普及を行っており、当社グループの品質管理体制再構築に向けた指導で貢献してまいりました。</p> <p>以上のことから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き、同氏の選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
8	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新 任</div> <small>ひさ だ なお き</small> 久 田 直 志 (1966年2月20日)	1988年4月 株式会社三菱銀行（現株式 会社三菱UFJ銀行）入行 2017年6月 当社入社 2018年4月 当社理事人財本部長、管理 本部企画管理部長 2020年4月 当社理事人財本部長、人財 本部人事部長、管理本部副 本部長 現在に至る	540株	な し
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>候補者久田直志氏は、新任の取締役候補者であります。同氏は、2018年に立ち上げた人財本部の目指す姿を機能戦略的に描き、その実現に向けて組織・人・資金の投入を適正かつ有効に推進してまいりました。</p> <p>また、前職で培ったグローバルな視点での経験・知識、特に今後注力していくべきグローバル人財の確保と育成に能力を発揮してもらう他、経営課題の全体像とその本質を捉え、有効な手段を立案する能力に優れており、当社グループの経営に有用な人財であります。</p> <p>以上のことから、当社取締役として適任であると判断し、新たに、同氏の選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
9	<p style="text-align: center;">再任 社外役員 独立役員</p> <p style="text-align: center;">てら うら やす こ 寺 浦 康 子 (1970年10月16日)</p> <p>取締役会出席率100% (13回/13回)</p>	<p>2000年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）</p> <p>2006年10月 アメリカ合衆国ニューヨーク州弁護士資格取得</p> <p>2010年3月 エンデバー法律事務所設立、同事務所パートナー弁護士</p> <p>2014年6月 当社取締役</p> <p>2019年6月 セイコーホールディングス株式会社社外取締役 現在に至る</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 エンデバー法律事務所パートナー弁護士、セイコーホールディングス株式会社社外取締役</p>	4,573株	なし
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>2014年6月に社外取締役就任後、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験により、当社とは独立した立場からガバナンスやコンプライアンスを重視した経営全般に関する積極的な提言や助言を行うことで、取締役会の意思決定の適正性確保に貢献してまいりました。</p> <p>また、働き方改革に関する豊富な知識と経験を活かし、広い視点で提言して改革推進に貢献しております。</p> <p>以上のことから、当社の社外取締役として適任であると判断し、引き続き、同氏の選任をお願いするものであります。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
10	<p>再 任 社外役員 独立役員</p> <p>はな い みね お 花 井 嶺 郎 (1947年7月19日)</p> <p>取締役会出席率100% (13回/13回)</p>	<p>1972年4月 日本電装株式会社(現株 式会社デンソー)入社</p> <p>2000年3月 名古屋工業大学工学博士 号取得</p> <p>2006年6月 株式会社デンソー専務取 締役</p> <p>2008年6月 アスモ株式会社代表取締 役社長</p> <p>2017年6月 当社取締役 現在に至る</p>	2,052株	なし
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>2017年6月に社外取締役就任後、製造業における専門的な知識に加え、経営者として豊富な経験と実績を活かし、技術開発力向上と事業拡大推進上の課題や重点を捉えた助言・提言を行い、課題解決に貢献してまいりました。</p> <p>また、経営者および次世代人財のレベルアップのための提言を行うなど、積極的かつ適正な監督・指導により経営全般のレベルアップに貢献してまいりました。</p> <p>以上のことから、当社の社外取締役として適任であると判断し、引き続き、同氏の選任をお願いするものであります。</p>				

- (注) 1. 当社は、候補者寺浦康子および候補者花井嶺郎の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 候補者寺浦康子氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してから本定時株主総会終結の時までの就任年数は、6年となります。
3. 候補者花井嶺郎氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してから本定時株主総会終結の時までの就任年数は、3年となります。
4. 候補者寺浦康子および候補者花井嶺郎の両氏と当社との間においては、取締役の就任時において、当社定款の定めにより、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その限度額は、法令が定める額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役稲垣均氏から辞任の申し出があり、また、監査役吉峯寛および監査役中野竹司の両氏が任期満了になります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

監査役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> <small>いけ がみ よし ひろ</small> 池上由洋 (1959年5月14日)	1980年4月 当社入社 2009年4月 当社製品事業部営業部長 2016年4月 当社理事事業開発本部副本部長、事業開発本部新事業企画部長、事業開発本部事業支援部長 2019年5月 当社嘱託事業開発本部長、事業開発本部新事業企画部長、事業開発本部事業支援部長 2019年6月 当社嘱託社長付 現在に至る	2,800株	なし
監査役候補者とした理由 候補者池上由洋氏は、新任の監査役候補者であります。同氏は、当社入社以来、製品事業部および事業開発本部における重要な役職を歴任し、品質保証・営業に関する豊富な専門知識・経験とこれらを通じた当社グループの事業内容に関する高い知見と監査を遂行する資質を有しております。 以上のことから、当社の監査役として適任であると判断し、新たに、同氏の選任をお願いするものであります。				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
2	<p style="text-align: center;">再 任 社外役員 独立役員</p> <p style="text-align: center;">なか の たけ し 中 野 竹 司 (1968年8月11日) 取締役会出席率100% (13 回 / 13 回) 監査役会出席率100% (15 回 / 15 回)</p>	<p>1995年4月 公認会計士登録</p> <p>2006年10月 弁護士登録（東京弁護士会）</p> <p>2011年6月 中野公認会計士事務所設立、同事務所長</p> <p>2015年12月 石澤・神・佐藤法律事務所（現奥・片山・佐藤法律事務所）パートナー弁護士</p> <p>2016年6月 当社監査役</p> <p>2019年6月 アルヒ株式会社社外監査役 現在に至る</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 中野公認会計士事務所長、奥・片山・佐藤法律事務所パートナー弁護士、アルヒ株式会社社外監査役</p>	3,566株	なし
<p>社外監査役候補者とした理由</p> <p>2016年6月の社外監査役就任後、公認会計士・弁護士として専門的な知識と経験を活かし、当社とは独立した立場から取締役の職務執行などについて監査を遂行しております。</p> <p>以上のことから、当社の社外監査役として適任であると判断し、引き続き同氏の選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">社外役員</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">独立役員</div> <small>えん じつ むのる</small> 圓 實 稔 (1957年 8月31日)	1980年 4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行 2008年 4月 同行執行役員 2010年 6月 三菱総研DCS株式会社専務執行役員 2010年12月 同社代表取締役専務 2011年12月 同社代表取締役副社長 2014年 5月 同社代表取締役社長 2019年10月 同社顧問 現在に至る [重要な兼職の状況] 三菱総研DCS株式会社顧問	0株	なし
社外監査役候補者とした理由 候補者圓實稔氏は、新任の社外監査役候補者であります。同氏は、他社における経営者としての豊富な知識と経験を有しており、また、当社とは独立した立場から取締役の職務執行などについて監査を遂行する資質を有しております。 以上のことから、当社の社外監査役として適任であると判断し、新たに、同氏の選任をお願いするものであります。				

- (注) 1. 候補者中野竹司氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してから本定時株主総会終結の時までの就任年数は、4年となります。
2. 候補者中野竹司氏と当社との間においては、監査役就任時において、当社定款の定めにより、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その限度額は、法令が定める額としております。
3. 候補者中野竹司および候補者圓實稔の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
4. 候補者池上由洋および候補者圓實稔の両氏と当社との間においては、監査役就任時において、当社定款の定めにより、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、その限度額は、法令が定める額とする予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

補欠監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
社外役員 <small>たか はし だい すけ</small> 高橋大祐 (1980年2月27日)	2005年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2005年10月 真和総合法律事務所入所 2014年9月 真和総合法律事務所パートナー 弁護士 現在に至る [重要な兼職の状況] 真和総合法律事務所パートナー 弁護士	0株	なし
補欠の社外監査役候補者とした理由 候補者高橋大祐氏は、弁護士として専門的な知識・経験等を有しており、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。 以上のことから、当社の監査業務に弁護士としての専門的な知識・経験等を活かしていただきたいと考え、同氏の選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 候補者高橋大祐氏は、補欠の社外監査役候補者として選任するものであります。なお、同氏が監査役に就任された場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
2. 候補者高橋大祐氏は、補欠の社外監査役候補者であり、同氏と当社との間においては、監査役の就任時において、当社定款の定めにより、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、その限度額は、法令が定める額とする予定であります。

第5号議案 取締役に対する業績連動現金報酬および株式報酬制度導入の件

当社は、2018年12月に任意の報酬委員会を設置し、取締役の報酬額は、持続的成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう検討することを表明し、本定時株主総会で議案として上程すべく検討を進めてまいりました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、2020年度は大きく景気が低迷すると予想され、この時期に役員報酬制度の見直しをあえて実施すべきかについても検討しましたが、当社は、中長期的成長を目指す経営を旨としておりますので、将来の企業価値向上を目指すことを明確にするため、コーポレートガバナンス・コード（CGC）でも推奨されている持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する新報酬制度の導入を株主の皆様方に提案することいたしました。

そのうえで、運用上の現実的課題は、著しい事業環境の変動が生じた場合に実績評価基準にいかん普遍性を持たせるかということであると認識しました。この課題に対処するため、目標設定と評価について、①当該年度の目標設定時に適正な目標数値と評価基準の設定を報酬委員会で協議し取締役会に答申すること、②評価時には報酬委員会で総合的な観点で適正な評価となっていることを確認し取締役会に答申すること、③これらの報酬委員会の答申を踏まえて取締役会にて決議することといたします。

こうした前提に基づき、以下に示す業績連動現金報酬および株式報酬制度の導入についてご決議賜りたく存じます。

当社の取締役の報酬額は、2007年6月28日開催の第96回定時株主総会において、月額350万円以内（うち社外取締役分は月額200万円以内）とご決議いただき今日に至っております。

今般、当社の役員報酬制度の見直しを行い、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与および株主様との一層の利害共有を目的として、現行の取締役の報酬とは別枠で、社外取締役を除く当社取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対して、短期インセンティブとして、①一事業年度の業績達成度に応じて支給される業績連動現金報酬（以下「短期賞与」といいます。）、中期インセンティブとして、②「譲渡制限付株式報酬（RS）」および③「業績連動型株式報酬（PSU）」を導入することといたしたいと存じます。（これら①ないし③の報酬制度および上記の月額報酬による報酬制度を総称して、以下「本制度」といいます。）（詳細は後記Ⅰ「本制度の概要」をご参照ください。）

つきましては、①短期賞与としての対象取締役の報酬額は、年額150百万円以内といたしたいと存じます。また、②「譲渡制限付株式報酬 (RS)」および③「業績連動型株式報酬 (PSU)」の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額300百万円 (うち、②「譲渡制限付株式報酬 (RS)」および③「業績連動型株式報酬 (PSU)」の内訳はそれぞれ年額150百万円) 以内といたします。あわせて、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生じる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分される普通株式の総数は年間30万株 (うち、②「譲渡制限付株式報酬 (RS)」および③「業績連動型株式報酬 (PSU)」の内訳はそれぞれ年間15万株) 以内 (ただし、本議案の決議日以降、当社の普通株式の株式分割 (当社普通株式の株式無償割当を含みます。) または株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じる場合、割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合であって、この総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるもの) とし、1株あたりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 (同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値) といたします。

上記①ないし③のいずれについても、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定するものとします。なお、第2号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は8名となります。

I. 本制度の概要

1. 本制度の目的

- (1) 当社の全体的な企業価値向上に資する見識・経験・能力を保有する多様で優秀な人財を獲得し、活躍してもらう
- (2) ビジョン達成に向けた基本戦略の取り組みを促進する
- (3) 株主との利害の共有を図る

2. 報酬構成

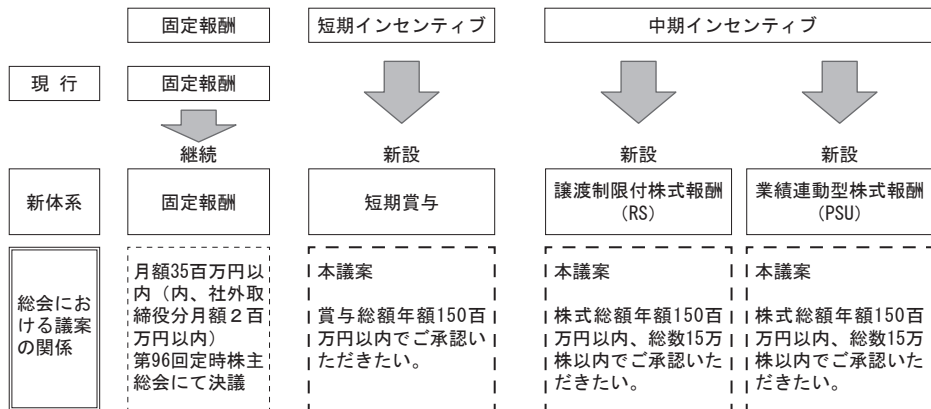
対象取締役の報酬は、毎期の持続的な業績改善に加えて、ビジョン経営および中期経営計画の達成を確実に実行するという観点での中長期的な成長を動機づける観点から、①固定報酬、②短期インセンティブ報酬としての短期賞与、③中期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬（RS）および業績連動型株式報酬（PSU）により構成されるものとします。なお、これらの各報酬の報酬割合の決定については、取締役会にご一任いただきますが、評価基準の達成度が120%以上（満額）の場合における報酬構成は、固定：短期：中期＝64%：21%：15%とすることを予定しております。

また、ビジョン経営推進に向けて各役員のパクトルを一つに合わせるため、短期賞与および業績連動型株式報酬の評価基準は、役位に関わらず同一とします。

3. 報酬決定の手続き

取締役の報酬額は、任意の報酬委員会において、報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続きに従って具体的な報酬額を算出するよう検討し、取締役会に提案いたします。

【報酬構成の変更】



II. 譲渡制限付株式報酬（RS）の概要

譲渡制限付株式報酬（RS）としての当社普通株式の発行または処分に当たっては、当社の対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

1. 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から取締役または使用人のいずれの地位からも退任する日までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当を受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこととします。（以下「譲渡制限」といいます。）

2. 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社取締役または使用人のいずれの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、一定の期間が満了する前に取締役の地位を喪失した場合の譲渡制限を解除する本割当株式の数は、本割当契約および当社が定める役員報酬規程に定めるところによるものとします。

3. 本割当株式の無償取得

対象取締役が当社取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記2の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

4. 組織再編等における取り扱い

上記1の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

5. その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とします。

なお、譲渡制限付株式報酬（RS）として対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

III. 業績連動型株式報酬（PSU）の概要

1. 業績連動型株式報酬の仕組み

業績連動型株式報酬（PSU）の具体的な仕組みは以下のとおりとします。

- (1) 当社は、各対象取締役に交付する当社普通株式の数（以下「交付株式数」といいます。）の具体的な算出にあたって必要となる評価基準（営業利益、ROE等から設定し、連結指標を含むものとします。）やその達成度合いに応じた支給率の算定方法等を当社取締役会において決定します。

- (2) 当社は、連続する3事業年度（以下「対象期間」といいます。なお、当初の対象期間は、2021年3月31日で終了する事業年度から2023年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、以後も、本株主総会で承認を受けた範囲内で、2021年3月31日に終了する事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、それぞれ当該事業年度を最初の事業年度とした連続する3事業年度を新たな対象期間とする業績連動型株式報酬の実施を予定）の経過後、当該対象期間における当社業績（上記（1）で決定された評価基準）等の達成度合いに応じて算定される支給率（上記（1）で決定された方法により算定される支給率）等に基づき、各対象取締役に対する交付株式数を当社取締役会において決定します。
- (3) 当社は、上記（2）で決定された各対象取締役に対する交付株式数に応じて、各対象取締役に対し、現物出資に供するための金銭報酬債権を支給します。なお、1株あたりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。
- (4) 各対象取締役は、当社による新株式発行または自己株式の処分の際して、現物出資に供するため上記（3）で支給された金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により当社に給付することにより、当社普通株式の割当を受けます。

2. 業績連動型株式報酬に基づく交付株式数の算定方法

上記1（2）の交付株式数は、各対象取締役につき、以下の計算式に基づき算定されます。

【交付株式数の計算式】

交付株式数（※1）＝ 各対象取締役に係る基準交付株式数（※2）×支給率（※3）

（※1）計算の結果生じる100株未満の端数は、100株単位に切り捨てます。

（※2）各対象取締役の役位等を考慮して、当社取締役会において決定します。

（※3）当社業績等の達成度合いに応じて、0%から100%の範囲で、当社取締役会において決定された方法により算定されます。

当社が上記1（4）において対象取締役に交付する当社普通株式の総数は、一事業年度当たり15万株（ただし、本議案の決議の日以降、当社の発行済株式総数が、株式併合、株式分割および株式無償割当等によって増減した場合には、当該交付する普通株式の総数の上限および各対象取締役に対する交付株式数は、その比率に応じて調整されます。）を上限とするものとし、上記計算式に定める数の当社普通株式の交付を行うことにより、かかる上限を超えるおそれがある場合には、各対象取締役に対する交付株式数を按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により減少させます。

また、上記計算式に定める数の当社普通株式の交付を行うことにより、上記に定める金銭報酬債権の総額の上限を超えるおそれがある場合も同様に、各対象取締役に対する交付株式数を按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により減少させます。

3. 対象取締役に対する当社普通株式の交付要件

業績連動型株式報酬においては、対象期間が終了し、以下の株式交付要件を満たすことを条件として、各対象取締役に対して当社普通株式を交付（新株式発行または自己株式処分）します。

- (1) 対象期間中に対象取締役が継続して当社の取締役（社外取締役を除きます。）の地位にあったこと
- (2) 当社取締役会において定める一定の非違行為がなかったこと
- (3) その他業績連動型株式報酬としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

なお、対象期間中に当社の取締役（社外取締役を除きます。）を退任した者および対象期間中に新たに当社の取締役（社外取締役を除きます。）に就任した者（対象期間の初年度に就任した者を除きます。）に対しては、当該対象期間に係る業績連動型株式報酬を交付しないものとします。また、対象期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当該対象期間に係る業績連動型株式報酬を交付しないものとします。

以 上

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の長期化による影響拡大などから、景気の減速感が強まりました。また、世界経済においても米中貿易摩擦に加え、英国のEU離脱問題等の影響による欧州経済の動向など、景気の先行きに一段と不透明感が増しました。

さらに、2020年初頭からの新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、人やモノの移動が制約され、経済活動の低迷により雇用や投資に大きな影響が出始めるなど、景気の先行き不透明感が一段と強まり、極めて不透明で厳しい事業環境となってまいりました。

このような状況のもと、当社グループは、第14次中期経営計画「Accomplish V-20」（2018年4月より2021年3月までの3ヵ年計画）に掲げた基本方針である「新技術・新商品・新規事業の迅速な開発と市場投入」、「現在と将来を担うグローバル人財の確保と育成」、「安全・品質・CSR活動のグローバル体制の構築」を推進し、企業価値の向上を図ってまいりました。

しかしながら、米中貿易摩擦の影響などで、自動車業界、建設機械業界、工作機械業界からの受注が減少したことなどにより、当連結会計年度の売上高は、488億6百万円（前連結会計年度比7.9%減）、主として、販売量減少による固定費負担の増加などにより、営業利益は、20億87百万円（前連結会計年度比41.5%減）、営業利益の減少に加え、持分法投資損失が増加したことなどにより、経常利益は、20億71百万円（前連結会計年度比49.2%減）、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあり、特別損失に1億88百万円の減損損失および2億9百万円の投資有価証券評価損を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は、2億50百万円（前連結会計年度比73.7%減）となりました。

② 事業別概況

当連結会計年度より、一貫加工であるネツレンブランドの事業効率化とお客様満足度の一層の向上を目的とした組織変更に伴い、「IH事業部関連事業」の中空ラックバーおよび建機用旋回輪事業等を「製品事業部関連事業」に変更しております。このため、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組替えた数値で比較しております。

<製品事業部関連事業>

土木・建築関連製品の売上高は、オリンピック関連を含む大型プロジェクト件数の減少、中高層マンション着工戸数の減少などにより、前連結会計年度と比較し減少いたしました。

自動車関連製品の売上高は、国内での高強度ばね鋼線（ITW）の販売は堅調に推移しましたが、欧州では伸び悩み、前連結会計年度と比較し減少いたしました。

建設機械関連製品の売上高は、海外の建設機械業界の市場減速を受け、前連結会計年度と比較し減少いたしました。

工作機械関連製品の売上高は、客先需要の低下などにより、前連結会計年度と比較し減少いたしました。

この結果、当該事業の売上高は、265億21百万円（前連結会計年度比6.8%減）、販売量の減少を固定費削減対策でカバーしきれなかったこと及び各関連製品で展開中の新商品立上げに伴う費用の増加などにより、営業利益は、5億36百万円（前連結会計年度比65.6%減）となりました。

<IH事業部関連事業>

熱処理受託加工関連の売上高は、自動車、工作機械、建設機械といった主要業界の市場減速に大きく影響を受け、前連結会計年度と比較し減少いたしました。

誘導加熱装置関連の売上高は、顧客の設備投資の見直しに伴い、国内や韓国での販売が伸び悩んだことなどにより、前連結会計年度と比較し減少いたしました。

この結果、当該事業の売上高は、221億53百万円（前連結会計年度比9.3%減）、原価低減に取り組んでいるものの、減収の影響を補うまでには至っておらず、営業利益は、14億82百万円（前連結会計年度比25.3%減）となりました。

<その他>

当該事業は、不動産賃貸事業等であります。

当社保有の賃貸物件については、小規模ではありますが安定的に業績に寄与しております。

この結果、当該事業の売上高は、1億32百万円（前連結会計年度比1.0%増）、営業利益は、59百万円（前連結会計年度比2.2%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、41億77百万円となりますが、各事業の主な内容は以下のとおりであります。

製品事業部関連事業では、工場の増築、増産対応および合理化投資を中心に実施しております。具体的には、 Netzlen・チェコ有限会社における工場の増築およびITWの製造設備、上海中煉線材有限公司におけるITWの製造設備などです。

当該事業における設備投資額は、20億59百万円となりました。

IH事業部関連事業では、主に増産対応および合理化投資を実施しております。具体的には、当社可児NH工場における増産対応設備などです。

当該事業における設備投資額は、20億13百万円となりました。

その他は、主として研究開発に係るものであります。

当該事業における設備投資額は、98百万円となりました。

なお、米中貿易摩擦の長期化に伴い、当社グループの事業環境も厳しくなったことをふまえ、当連結会計年度の下半期から設備投資計画の大幅な見直しを行いました。

(3) 資金調達の状況

当社グループの資金調達につきましては、基本的に自己資金を充当することとしておりますが、新規子会社の設立や新工場の建設など大規模な投資が必要な場合は、外部からの資金調達を含め対応しております。

当連結会計年度においては、設備投資に係る重要な借入はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、受注の減少による業績の悪化が想定されますが、当社グループの財務基盤は健全であり、当連結会計年度末においては、資金繰りへの影響は出ておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「NETUREN VISION 2020 の総仕上げとさらなる進化の基盤づくり」を基本方針とする第14次中期経営計画「Accomplish V-20」（2018年4月より2021年3月までの3カ年計画）を進捗させ、収益力を向上させることを最重要課題として取り組んでまいりました。

しかしながら、当社グループを取り巻く事業環境が当初計画立案時から大幅に変化しております。2020年3月期から、米中貿易摩擦の長期化による影響などにより、当社グループの主要市場において需要の減退感がさらに強まり、経営環境は厳しさを増しました。さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響で、受注が大きく落ち込むことが想定されます。

このような状況をふまえ、このたび計画の見直しを行いました。新型コロナウイルス感染症については、その終息時期がまだ見通せない状況ではありますが、今回見直し計画については、把握可能な影響額を織り込んでおります。

	2020年度 今回見直し計画	2020年度 当初計画
売上高	430億円	570億円
営業利益	4億円	45億円
営業利益率	0.9%	7.9%
ROA（総資産経常利益率）	1.3%	7%以上
ROE（自己資本当期純利益率）	0.5%	6%以上

当社グループは、このような状況におきましても、収益の落ち込みを最小限度に抑えるため、あらゆる施策を実施してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (当連結会計年度)
売 上 高	43,396百万円	48,980百万円	53,015百万円	48,806百万円
営 業 利 益	3,003百万円	3,656百万円	3,569百万円	2,087百万円
経 常 利 益	3,589百万円	4,165百万円	4,080百万円	2,071百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	2,834百万円	3,003百万円	950百万円	250百万円
1株当たり当期純利益	66円98銭	72円73銭	23円21銭	6円14銭
総 資 産	76,230百万円	82,110百万円	80,650百万円	76,277百万円
純 資 産	63,319百万円	66,120百万円	64,598百万円	62,772百万円
1株当たり純資産額	1,381円64銭	1,458円40銭	1,427円94銭	1,379円16銭

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社netzlen・ヒートリート	80百万円	100.0%	金属熱処理加工
株式会社netzlenハイメック	80百万円	100.0%	機械装置の製造販売
九州高周波熱錬株式会社	36百万円	100.0%	金属熱処理加工
株式会社netzlen小松	40百万円	40.0%	金属熱処理加工
株式会社netzlen・ヒラカタ	20百万円	55.0%	金属熱処理加工
netzlen・ユー・エス・エーInc.	19百万米ドル	100.0%	合弁会社の管理およびメンテナンスサービス事業
netzlen アメ리카 コーポレーション	23百万米ドル	64.3% (64.3%)	高強度ばね鋼線および自動車部品の製造販売
塩城高周波熱錬有限公司	83百万中国元	50.0%	誘導加熱装置、自動車部品等の製造販売および金属熱処理加工

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
上海中煉線材有限公司	152百万中国元	40.0%	高強度ばね鋼線の製造販売
広州豊東熱煉有限公司	25百万中国元	50.0%	金属熱処理加工
高周波熱煉（中国）軸承有限公司	195百万中国元	100.0%	建設機械部品の製造販売
韓国熱煉株式会社	1,000百万韓国ウォン	91.0%	誘導加熱装置の製造販売
Netzlen・チェコ有限会社	528百万チェココルナ	90.0%	高強度ばね鋼線の製造販売
PT. Netzlen・インドネシア	53,365百万インドネシアルピア	91.6%	メンテナンスサービス事業および金属熱処理加工
Netzlen・メキシコ, S.A. de C.V.	186百万メキシコペソ	100.0% (2.0%)	メンテナンスサービス事業および金属熱処理加工

(注) 議決権比率の()内の数字は、間接所有割合を内数で示しております。

③ その他

該当事項はありません。

(7) 企業集団の主要な事業内容

事業区分	事業内容
製品事業部関連事業	PC鋼棒・異形PC鋼棒・せん断補強筋・高強度ばね鋼線・自動車部品・建設機械部品等の製造販売
IH事業部関連事業	熱処理受託加工および誘導加熱装置等の製造販売

(8) 企業集団の主要拠点等

① 当社の主要な事業所

事業所名	所在地	事業所名	所在地
本社	東京都品川区	製品事業部 平塚工場	神奈川県平塚市
IH事業部 尼崎工場	兵庫県尼崎市	〃 赤穂工場	兵庫県赤穂市
〃 刈谷工場	愛知県刈谷市	〃 いわき工場	福島県いわき市
〃 岡山工場	岡山県総社市	〃 可児工場	岐阜県可児市
〃 茨城工場	茨城県ひたちなか市	〃 神戸工場	兵庫県神戸市北区
〃 可児NH工場	岐阜県可児市	研究開発本部	神奈川県平塚市
〃 平塚工場	神奈川県平塚市		

② 主要な子会社の事業所

事業所名	所在地	事業所名	所在地
株式会社ネツレン・ヒートトリート山口工場	山口県山陽小野田市	塩城高周波熱煉有限公司	中国江蘇省大豊市
株式会社ネツレン・ヒートトリート山形工場	山形県東根市	ネツレン アメリカコーポレーション	米国オハイオ州ハミルトン
株式会社ネツレン小松	石川県小松市	高周波熱煉（中国）軸承有限公司	中国山東省済寧市
上海中煉線材有限公司	中国上海市	ネツレン・チェコ有限公司	チェコ共和国ウスティ州ザテツ市
広州豊東熱煉有限公司	中国広東省広州市	韓国熱煉株式会社	大韓民国慶尚北道永川市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,640名	+43名	一歳	一年

(注) 従業員数には、パートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
932名	+24名	38.5歳	12.9年

(注) 従業員数には、パートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,123百万円
株式会社三井住友銀行	869百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 150,000,000株

(2) 発行済株式の総数 43,790,500株

(3) 株 主 数 21,588名

(4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 製 鉄 株 式 会 社	3,101 ^{千株}	7.6%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,683	6.6
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	1,432	3.5
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS - UNITED KINGDOM	1,239	3.0
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NVI01	1,108	2.7
知 多 鋼 業 株 式 会 社	1,029	2.5
株 式 会 社 メ タ ル ワ ン	976	2.4
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505227	966	2.4
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / JANUS HENDERSON HORIZON FUND	950	2.3
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	907	2.2

(注)1. 当社は、自己株式2,983千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の持株数は、信託業務に係るものであります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	溝 口 茂	安全衛生・環境担当、人財本部管掌
常務取締役	大 宮 克 己	設備担当、製品事業部長、事業開発本部長 〔重要な兼職の状況〕 Netzlen アメリカ コーポレーション代表取締役社長 株式会社 Netzlen タクト代表取締役社長 高周波熱錬(中国)軸承有限公司董事長
常務取締役	村 田 哲 之	TQM推進担当、IH事業部長 〔重要な兼職の状況〕 株式会社 Netzlen・ヒートトリート代表取締役社長 広州豊東熱錬有限公司董事長 PT. Netzlen・インドネシア代表取締役社長 Netzlen・メキシコ, S. A. de C. V. 代表取締役社長
取 締 役	安 川 知 克	管理本部長 〔重要な兼職の状況〕 株式会社 Netzlen・名南代表取締役社長
取 締 役	鈴 木 孝	情報戦略担当、製品事業部副事業部長、調達本部長、製品事業部業務部長 〔重要な兼職の状況〕 Netzlen・チェコ有限会社代表取締役社長
取 締 役	一 色 信 元	製品技術本部長、IH事業部副事業部長、IH事業部電機部長、製品技術本部生産技術開発部長、製品技術本部IH技術開発部長 〔重要な兼職の状況〕 株式会社 Netzlen ハイメック代表取締役社長
取 締 役	三 阪 佳 孝	研究開発本部長、研究開発本部材料技術部長
取 締 役	村 井 暢 宏	品質保証本部長 〔重要な兼職の状況〕
取 締 役	寺 浦 康 子	エンデバー法律事務所パートナー弁護士 セイコーホールディングス株式会社社外取締役
取 締 役	花 井 嶺 郎	
監査役(常勤)	稲 垣 均	
監 査 役	吉 峯 寛	

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
監 査 役	中 野 竹 司	〔重要な兼職の状況〕 中野公認会計士事務所長 奥・片山・佐藤法律事務所パートナー弁護士 アルヒ株式会社社外監査役

- (注)1. 取締役寺浦康子および取締役花井嶺郎の両氏は、社外取締役であります。なお、当社は、両氏が株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
2. 監査役吉峯寛および監査役中野竹司の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は、両氏が株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。また、監査役中野竹司氏は公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
3. 2020年4月1日付で、取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

地 位	氏 名	担 当
常 務 取 締 役	大 宮 克 己	設備・TQM推進担当、製品事業部長、事業開発本部長
常 務 取 締 役	村 田 哲 之	社長付
常 務 取 締 役	一 色 信 元	IH事業部長、製品技術本部長、製品技術本部生産技術開発部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および監査役は、当社定款の定めにより、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その限度額は、法令が定める額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (2名)	189百万円 (16百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	28百万円 (12百万円)
合 計 (うち社外役員)	13名 (4名)	218百万円 (28百万円)

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役寺浦康子氏は、エンデバー法律事務所のパートナー弁護士であり、当該他の法人等との重要な取引はありません。
 - ・監査役中野竹司氏は、中野公認会計士事務所の所長であり、また、奥・片山・佐藤法律事務所のパートナー弁護士であり、当該他の法人等との重要な取引はありません。
- ② 他の法人等の社外役員の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役寺浦康子氏は、セイコーホールディングス株式会社の社外取締役であり、当該他の法人等との重要な取引はありません。
 - ・監査役中野竹司氏は、アルヒ株式会社の社外監査役であり、当該他の法人等との重要な取引はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況
取締役会等への出席状況および発言状況

区分	氏名	出席状況および発言状況
取締役	寺浦康子	当期に開催された取締役会13回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的な知識・経験からの発言を行っております。
取締役	花井嶺郎	当期に開催された取締役会13回のすべてに出席し、主に製造業に関する専門的な知識に加え、経営者としての豊富な経験と実績からの発言を行っております。
監査役	吉峯寛	当期に開催された取締役会13回のすべてに出席し、また、当期に開催された監査役会15回のすべてに出席し、経営者としての豊富な経験・知見からの発言を行っております。
監査役	中野竹司	当期に開催された取締役会13回のすべてに出席し、また、当期に開催された監査役会15回のすべてに出席し、主に公認会計士、弁護士としての専門的な知識・経験からの発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

井上監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30百万円
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬の実績の推移、報酬見積もりの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は井上監査法人に対して、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第17条第1項の規定に基づく、賦課金に係る特例の認定申請の確認書面に関する業務の対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当社および当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を次のとおり定めており、また、当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

(1) 当社および当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「ネツレングループ経営理念」、「ネツレングループ企業行動倫理基準」、「CSR基本規程」および「コンプライアンス規程」等の経営理念、倫理・行動基準、会社規程等に従い、当社および当社グループの役員・従業員等は、法令および定款等の会社規程を遵守するとともに、適切に当社グループの社会的責任を果たすこととする。

(当該体制の運用状況)

「ネツレングループ経営理念」、「ネツレングループ企業行動倫理基準」が策定され、また、その内容は小冊子形式にて全従業員に配布されており、随時、会議の場等を通じ内容の伝達に努めており周知徹底を図るとともに、法令および定款等の会社規程の遵守がなされている。

- ② 当社は、当社グループの役員・従業員等に対し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成に努めることとする。また、当社グループは「内部通報制度」(コンプライアンス・ヘルプライン)を常設することにより、コンプライアンス上疑義のある行為等について、社員等から直接情報提供が行える体制をとることとする。

(当該体制の運用状況)

コンプライアンスの意識を高めるために、全従業員に対し継続教育を実施し、その実施状況について確認している。また、グループ各社とも「内部通報制度」(コンプライアンス・ヘルプライン)が導入されており、適切に制度の運用が行われている。

- ③ 当社および当社グループの役員・従業員等は、「反社会的勢力対応管理規程」等に基づき、グループ全体において、社会的な秩序および企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体とは一切の関わりを持たないこととする。

(当該体制の運用状況)

「反社会的勢力対応管理規程」が制定されており、具体的な対応要領が定められ内容の周知徹底が図られている。また、グループ各社に対しても、啓蒙のためのポスターを配布するなど指導を行っている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 法令および会社規程に従い、取締役はその職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、適切に保存し、管理する。

（当該体制の運用状況）

取締役は各会議体の議事録等を含め重要情報（文書含む）の保存、管理を適切に行っている。

- ② 取締役および監査役は、会社規程の定めに基づき、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

（当該体制の運用状況）

取締役および監査役はこれらの重要情報（文書含む）を適宜閲覧している。

(3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 品質、コンプライアンス、災害、環境、情報管理等に係る当社グループ全体のリスク管理については、「関係会社管理規程」および「リスクマネジメント基本規程」を定め、管理本部企画管理部および安全衛生・環境対策室が組織横断的にリスク状況の監視および全社的対応を行う。また、内部監査室が定期的に各部門のリスク管理の状況を監査し、必要に応じて、取締役会またはコンプライアンス委員会等に報告することとする。

（当該体制の運用状況）

「関係会社管理規程」および「リスクマネジメント基本規程」が制定されており、定期的に当社のリスク分析を行い対処がなされている。

- ② 「危機管理規程」を定め、危機（重大な不測の事態）が発生した場合の情報収集、報告方法および緊急対策本部設置等の対応方法を明確化するとともに、地震、水害等の自然災害に対しては別途対応マニュアルを定めることとする。

（当該体制の運用状況）

「危機管理規程」に基づき、危機（重大な不測の事態）が発生した場合は、緊急対策本部を設置するとともに、グループ会社では管理担当部門長に速やかに事態を報告し対処する体制ができています。

(4) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「業務規程」、「稟議規程」等の会社規程に基づき職務権限および意思決定ルールを明確化するとともに、当社グループにこれに準拠した体制を構築させることとする。

(当該体制の運用状況)

「業務規程」、「稟議規程」等の会社規程に基づき、職務権限および意思決定ルールを明確にしている。

- ② グループ中期経営計画を策定し、事業年度ごとにその進捗および経営状況を把握し、グループ全体の重点経営目標を定めることとする。

(当該体制の運用状況)

グループ中期経営計画を策定し、事業年度ごとに目標を定め、年度毎の内容分析を含め進捗管理を行っている。

- ③ 取締役会は原則月1回以上開催するとともに、月1回以上役付取締役、社外取締役および常勤監査役の出席による常務会を開催することにより、経営上の重要な意思決定を機動的に行い、経営課題の早期解決を図ることとする。

(当該体制の運用状況)

原則月1回以上の取締役会および常務会を開催し、経営上の重要な意思決定を行い、経営課題の早期解決を図っている。

(5) 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「関係会社管理規程」等に基づき、関係会社ごとに管理担当部門および管理担当部門長を定め、当該管理担当部門長は担当会社のコーポレート・ガバナンス体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制等の構築・整備を行うこととする。

(当該体制の運用状況)

「関係会社管理規程」等に基づき、管理担当部門長は当社グループのコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等の体制の構築・整備を推進している。

- ② 監査役、内部監査室、安全衛生・環境対策室およびコンプライアンス委員会は関係会社を定期的に監査することにより、グループ内において業務の適正を確保することとする。

(当該体制の運用状況)

監査役、内部監査室および安全衛生・環境対策室は定期的に当社グループの監査を実施し、業務の適正を確保している。

- ③ 財務報告の信頼性確保については、内部統制統括室および内部統制推進委員会等を設置のうえ、「財務報告に係る内部統制運用規程」に基づき、グループ内における財務報告に係る内部統制体制の整備を進め、これを適切に運用することとする。

(当該体制の運用状況)

内部統制統括室および内部統制推進委員会は当社グループの財務報告に係る内部統制体制の整備、運用を適切に行っている。

(6) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 「関係会社管理規程」に基づき、管理担当部門長は関係会社の事業計画、経営状況、財務状況、その他重要な情報について、関係会社に報告を求めるとともに、年2回定期的にグループ会議を開催し、関係会社の代表者は経営内容等について報告することとする。

(当該体制の運用状況)

必要に応じ、管理担当部門長は、関係会社から重要な情報の報告を求めている。また、年2回定期的に、関係会社の代表者から経営内容等の報告を受けている。

- ② 不測の事態が発生した場合は、グループ会社は速やかに管理担当部門長に報告することとする。

(当該体制の運用状況)

「危機管理規程」に基づき、不測の事態が発生した場合は、グループ会社は管理担当部門長に報告している。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役は、内部監査室等の要員に対し、その補助者として監査業務を行うよう指揮命令できることとする。

(当該体制の運用状況)

監査役は、内部監査室に対し、その補助者として監査業務を行うように指示している。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 前号補助者の人事異動および人事評価については、常勤監査役の事前の同意を得なければならないものとする。

(当該体制の運用状況)

前号補助者の人事異動および人事考課については、常勤監査役に事前相談がなされることとなっている。

- ② 前号補助者は、他部署の使用人を兼務しないこととする。

(当該体制の運用状況)

前号補助者は、他部署の使用人を兼務しないよう配慮がなされている。

(9) 取締役および使用人が当社監査役に報告をするための体制

- ① 当社の役員・従業員等は、監査役に対して、速やかに、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ヘルプラインによる内部通報内容を報告することとする。
(当該体制の運用状況)
当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報等の情報は監査役に報告している。
- ② 監査役は、取締役会およびその他経営に関する重要な会議に出席し、審議事項がある時または求めに応じて、意見を述べるができるものとする。
(当該体制の運用状況)
監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し意見を述べている。

(10) 当社子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

- ① 当社グループの役員・従業員等は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行うものとする。
(当該体制の運用状況)
当社グループの役員・従業員等は、監査役から報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行っている。
- ② 当社グループの内部通報制度の受付窓口であるコンプライアンス委員会事務局は、当社グループの役員・従業員等からの内部通報の状況について、適宜、当社監査役に対し報告するものとする。
(当該体制の運用状況)
コンプライアンス委員会事務局は、当社グループからの内部通報の状況について監査役に報告している。

(11) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役員・従業員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員・従業員等に周知徹底することとする。
(当該体制の運用状況)
内部通報制度（コンプライアンス・ヘルプライン）の規程に、通知者の不利益排除を明記するとともに、従業員全員に対し周知徹底を図っている。

(12) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、管理本部企画管理部において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(当該体制の運用状況)

監査役の職務執行について生じる費用について、適切に費用処理を行っている。

(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と代表取締役およびその他の取締役は、定期的に意見交換の場を持ち、意思の疎通を図ることとする。

(当該体制の運用状況)

監査役会と代表取締役、取締役等とは定期的に意見交換を行い、意思の疎通を図っている。

- ② 監査役は、内部監査部門および会計監査人と定期的にまた随時に意見交換を行い、必要に応じて、会計監査人から報告を求めることができるものとする。

(当該体制の運用状況)

監査役は内部監査部門および会計監査人と定期的に意見交換を行い、必要に応じて、会計監査人から報告を受けている。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、以下のとおり、「株式会社の支配に関する基本方針」を定めております。

なお、2020年3月10日開催の取締役会において、適正ルールの継続の是非について検討した結果、適正ルール導入後の当社を取り巻く経営環境の変化、買収防衛策をめぐる近時の動向等を踏まえ、適正ルールの必要性が相対的に低下してきているものと判断し、適正ルールを継続せず、有効期間満了をもって廃止することを決議いたしました。

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは、熱処理技術を中核とし、常に新商品・新事業の開発を進めることにより、社会の発展に貢献することを企業理念に掲げております。この理念に沿って、株主の皆様から経営についての負託を受けた当社取締役会は、当社の財務および事業の方針を決定するにあたり、中長期的な視点から経営戦略を立案・実行し、当社グループの競争力・収益力を向上させることにより、企業価値、ひいては、株主共同の利益の向上を目指すことが株主の皆様に対する責務であると考え、これを実行してまいりました。

他方、当社の財務および事業の方針の決定に関する支配権の交代を意図する者（以下「買収提案者」といいます。）が現われた場合には、そのような者を受け入れるか否かの最終判断は、株主の皆様にご委ねられるべきものと考えております。しかしながら、株主の皆様が、買収提案者の提案が当社の企業価値を最大限に反映しているものか否かを適切に判断することは必ずしも容易ではありません。特に、当社株式の急激な大量買付け行為が行われ、株主の皆様に必要な情報も時間も与えられない状況下で判断を迫られるような場合には、適切な判断を行うことは極めて困難であることが予想されます。したがって、当社取締役会は、買収提案者の提案について、その提案がなされた時点における株主の皆様が十分な情報を相当な検討期間に基づいた適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるよう、合理的なルールを予め策定し、これによって、株主の皆様が当社の企業価値の最大化された利益を享受できるようにすることが、当社取締役会の責務であると考えております。もとより、このようなルールは、取締役が自己の地位の維持を図るなど、取締役会による恣意的判断の入る余地のない公正で透明性の高いものでなければなりません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、買収を行おうとする者が具体的買付け行為を行う前に経るべき手続きを明確かつ具体的に示した「株式の大量買付けに関する適正ルール（「株主意思確認型」買収防衛策）」（以下「適正ルール」といいます。）を2007年11月15日開催の取締役会の決議により導入して以来、更新を重ねながら維持してまいりましたが、その信頼性・法的安定性を一層高めるべく、適正ルールの導入・更新等について株主意思の確認を行う仕組みに変更することとし、2017年6月28日開催の第106回定時株主総会で株主の皆様にご承認いただきました。

適正ルールは、当社取締役会が代替案を含め買収提案を検討するため、必要な情報と相当な期間を確保することにより、株主の皆様が買収提案に関し、インフォームド・ジャッジメント（必要な情報と相当な検討期間に基づいた適切な判断）を行えるようにすることを目的としており、当社の株券等を20%以上取得しようとする者（買収提案者）がいる場合、買収提案者の買収提案が適正ルールに定める要件（必要情報および検討期間）を満たすときは、その時点における株主の皆様が、対抗措置である新株予約権の発行（無償割当てを含む。以下同じ）の可否に関し、直接判断を下す仕組みを定めております。

適正ルールに基づく新株予約権の発行は、①買収提案者が適正ルールに定める手続きを無視した場合、②株主の皆様が新株予約権の発行に賛同した場合に限られます。

また、当社は、当社の社外取締役又は社外監査役の中から当社取締役会の決議に基づき選任される3名の者により構成される委員会（適正ルールにおいて「独立委員会」といいます。）を設置しております。独立委員会は、当社取締役会が新株予約権の無償割当てを決議しようとする場合に、当社取締役会の諮問に応じて意見を述べるものとしております。

当社は、当該適正ルールを2017年5月11日付「株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）の変更に関するお知らせ」として公表しております。

③ 上記取り組みについての取締役会の判断

適正ルールは、買収提案がなされた場合に対抗措置（新株予約権の発行）を発動するか否かを株主の皆様に必要な情報と相当な検討期間に基づき判断していただくためのルールおよび手続きを定めたものです。

適正ルールは、買収提案を受け入れるか否かの最終的な判断を当社株主の皆様委ねることにより、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を図るものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

以上から、当社取締役会は、適正ルールが上記「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿うものであると判断しております。

④ 適正ルールの有効期間

適正ルールの有効期間は、2017年6月28日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。当社は、株主総会の際に出席株主の議決権の過半数の賛同を得たうえで、適正ルールの有効期間を3年間更新することができるものとし、その後も同様とします。

本事業報告中の記載数字は、金額および株数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については、表示単位未満を四捨五入しております。

添付書類(2)

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	34,490	流動負債	10,659
現金及び預金	13,737	支払手形及び買掛金	2,680
受取手形及び売掛金	11,141	電子記録債務	3,361
電子記録債権	3,301	短期借入金	1,370
商品及び製品	1,024	リース債務	40
仕掛品	1,444	未払法人税等	205
原材料及び貯蔵品	2,103	賞与引当金	607
その他の	1,755	その他の	2,394
貸倒引当金	△18	固定負債	2,845
固定資産	41,787	長期借入金	1,645
有形固定資産	30,815	リース債務	33
建物及び構築物	8,770	繰延税金負債	116
機械装置及び運搬具	9,886	退職給付に係る負債	939
土地	9,880	その他の	111
リース資産	56	負債合計	13,505
建設仮勘定	1,911	(純資産の部)	
その他の	309	株主資本	56,209
無形固定資産	1,725	資本金	6,418
借地権	657	資本剰余金	4,714
のれん	895	利益剰余金	47,718
その他の	173	自己株式	△2,641
投資その他の資産	9,245	その他の包括利益累計額	69
投資有価証券	8,560	その他有価証券評価差額金	495
長期貸付金	30	為替換算調整勘定	△367
退職給付に係る資産	91	退職給付に係る調整累計額	△58
繰延税金資産	128	非支配株主持分	6,493
その他の	513	純資産合計	62,772
貸倒引当金	△80	負債及び純資産合計	76,277
資産合計	76,277		

添付書類(3)

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		48,806
売上原価		38,754
売上総利益		10,052
販売費及び一般管理費		7,965
営業利益		2,087
営業外収益		
受取利息	99	
受取配当金	152	
補助金収入	59	
受取保険金及び配当金	69	
スクラップ売却益	88	
その他	82	552
営業外費用		
支払利息	37	
持分法による投資損失	471	
為替差損	36	
休止固定資産減価償却費	8	
その他	13	567
経常利益		2,071
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	15	
受取保険金	11	
補助金収入	15	43
特別損失		
固定資産売却損	8	
固定資産除却損	29	
減損損失	188	
投資有価証券評価損	209	
災害による損失	51	
損害賠償金	30	
その他	4	522
税金等調整前当期純利益		1,593
法人税、住民税及び事業税	575	
法人税等調整額	298	874
当期純利益		719
非支配株主に帰属する当期純利益		468
親会社株主に帰属する当期純利益		250

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

添付書類(4)

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日残高	6,418	4,724	48,529	△2,641	57,030
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,060		△1,060
親会社株主に帰属する 当期純利益			250		250
自己株式の取得				△0	△0
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△10			△10
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△10	△810	△0	△821
2020年3月31日残高	6,418	4,714	47,718	△2,641	56,209

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
2019年4月1日残高	1,177	98	△36	1,238	6,328	64,598
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,060
親会社株主に帰属する 当期純利益						250
自己株式の取得						△0
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動						△10
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△682	△465	△21	△1,169	165	△1,004
連結会計年度中の変動額合計	△682	△465	△21	△1,169	165	△1,825
2020年3月31日残高	495	△367	△58	69	6,493	62,772

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

添付書類(5)

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動	20,633	流動	8,461
現金及び預金	6,936	支払手形	17
受取掛手債	779	電買子記簿債	3,361
商品及び掛貯蔵品	3,171	短期掛借入金	1,977
仕入材料及掛貯蔵品	6,653	1年内返済予定の長期借入金	660
前払費用	567	リース債	15
短期貸付	1,063	未払消費税等	29
未収の入金	1,072	未払法人税等	818
倒引当金	109	未払引当金	64
固定資産	187	固定負債	252
有形固定資産	78	長期借入金	543
建物	14	退職給付引当金	202
構築物	△0	リース負債	2,472
機械及び運搬装置	37,838	リース負債	1,612
車両器具及び備品	20,891	リース負債	30
土地	4,736	リース負債	798
建物	303	リース負債	30
構築物	6,062	純資産の部	
機械及び運搬装置	19	株主資本	47,142
車両器具及び備品	172	資本剰余金	6,418
土地	8,788	資本準備金	4,763
建物	42	資本剰余金	1,535
構築物	765	その他の資本剰余金	3,227
機械及び運搬装置	162	利益剰余金	38,602
車両器具及び備品	0	利益準備金	945
土地	0	その他の利益剰余金	37,657
建物	118	固定資産圧縮積立金	879
構築物	43	別途積立金	36,006
機械及び運搬装置	16,784	繰越利益剰余金	771
車両器具及び備品	4,288	自己株式	△2,641
土地	11,382	評価・換算差額等	395
建物	5	その他有価証券評価差額金	395
構築物	524	純資産合計	47,538
機械及び運搬装置	24	負債及び純資産合計	58,472
車両器具及び備品	384		
土地	254		
建物	△80		
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
機械及び運搬装置			
車両器具及び備品			
土地			
建物			</

添付書類(6)

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		35,319
売上原価		28,585
売上総利益		6,734
販売費及び一般管理費		5,946
営業利益		787
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	811	
その他	196	1,007
営業外費用		
支払利息	27	
為替差損	33	
その他	15	76
経常利益		1,719
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	15	
子会社株式売却益	49	
受取保険金	11	76
特別損失		
固定資産売却損	7	
固定資産除却損	26	
減損損失	195	
投資有価証券評価損	209	
子会社株式評価損	782	
災害による損失	51	
損害賠償金	30	
その他	4	1,308
税引前当期純利益		487
法人税、住民税及び事業税	146	
法人税等調整額	337	483
当期純利益		4

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

添付書類(7)

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
2019年4月1日残高	6,418	1,535	3,227	4,763	945	889	1	36,006	1,817	39,659	△2,641	48,199
事業年度中の変動額												
剰余金の配当									△1,060	△1,060		△1,060
当期純利益									4	4		4
自己株式の取得											△0	△0
固定資産圧縮積立金の取崩						△9			9	—		—
特別償却準備金の取崩							△1		1	—		—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△9	△1	—	△1,045	△1,056	△0	△1,057
2020年3月31日残高	6,418	1,535	3,227	4,763	945	879	—	36,006	771	38,602	△2,641	47,142

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
2019年4月1日残高	1,148	1,148	49,347
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,060
当期純利益			4
自己株式の取得			△0
固定資産圧縮積立金の 取崩			—
特別償却準備金の取崩			—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△752	△752	△752
事業年度中の変動額合計	△752	△752	△1,809
2020年3月31日残高	395	395	47,538

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

添付書類(8)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

高周波熱錬株式会社

取締役会 御中

井上監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 萱嶋秀雄 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉松博幸 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高周波熱錬株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高周波熱錬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

添付書類(9)

会計監査人の監査報告書 謄 本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

高周波熱錬株式会社

取締役会 御中

井上 監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 萱 嶋 秀 雄 ⑤
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉 松 博 幸 ⑤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高周波熱錬株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

添付書類(10)

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

高周波熱錬株式会社 監査役会

常勤監査役 稲垣均 (印)

社外監査役 吉峯寛 (印)

社外監査役 中野竹司 (印)

以上

